

No.	質問内容	回答
1	メールアドレスがない・インターネットを使用していない場合はどうすればよいか。	インターネット接続、メールアドレスの取得が当該システムを利用する必須要件（メールアドレスにワンタイムパスワードを送付するため、アドレスがなければそもそもログインできない）のため、インターネット接続とメールアドレスの取得をお願いします。なお、フリーメールアドレスはセキュリティ上、御遠慮願います。教員性暴力等防止法第7条第1項に記載のとおり、学校の教育職員を雇用する者が当該システムを使用することは、法定義務となっておりますのでよろしくをお願いします。
2	今回登録しなかった場合、令和5年度の途中や必要になったときに登録することはできるのか。	「教育職員等を雇用しようとするとき」に活用するシステムですので、当面採用予定がないのであれば、必ずしも今回登録する必要はありません。ただし、「教育職員等を雇用しようとするとき」が発生したら、速やかに登録・使用いただく必要がありますので、御留意ください。 なお、新規で設立される幼稚園や、担当者が変更した場合は新規で登録することができます。
3	特定失効システム使用許諾申請・ユーザー登録様式にて記載するパスワードは、システムの稼働開始後に変更可能か。	特定免許状失効者管理システム上の機能を利用して、ユーザーごとに変更が可能です。
4	動的IPアドレスの場合はどうすればよいか。	動的IPアドレスでIPが変わるタイミングは、モデムやONUをインターネット回線から切断した時ですので、通常はあまり気にする必要はないはずですが、IPアドレスが変わった場合、ログイン自体ができなくなるため、システム外（Eメール）にてシステム管理者に対し、IPアドレスの変更申請をしていただくこととなります。
5	IPアドレスを調べる際のコマンドプロンプトが検索しても出てこない場合、どうすればよいか。	コマンドプロンプトはシステム管理者が使用不可に制御している場合があるので、貴法人のシステム管理者へお問い合わせください。なお、「【XX-ZZ-採用権者名】特定失効システム使用許諾申請・ユーザー登録様式」ファイルの[名簿（様式2）記入要領]シートの下部に、IPアドレスを簡単に確認できる外部サイトを掲載しているので御参考ください。
6	ユーザー説明会は必須か。	システムの運用や操作方法・機能について説明を聞いた上で利用していただきたいため、必ず聴講をお願いします。
7	初期ユーザー登録は、すべての採用権者が対象か。	原則としてすべての採用権者が対象です。なお、法人はあっても学校は閉校している、当面教育職員の採用予定がない場合など、「教育職員等を雇用しようとする」場面がないことが明らかな場合は、必ずしも今回登録する必要はありません。ただし、「教育職員等を雇用しようとする」必要が生じた時点で速やかに登録・活用いただく必要があるため、御留意ください。
8	登録者にメールが届く「システムからの諸連絡」とは例えばどのような内容か。	まず、システムにログインするためのワンタイムパスワードをお知らせするアドレスとなります。また、諸連絡としては、ログインに複数回失敗した場合、アカウントがロックされたことをお知らせしたり、システム休止の連絡などが考えられます。
9 2/21追加	大学・短期大学を設置している法人はどこに回答すればよいか。	法人本部または大学・短期大学に文部科学省から直接依頼が来ているかと思しますので、文部科学省へ回答してください。
10 2/21追加	設置者が宗教法人、個人の場合も対象か。	対象です。